

## 抗原簡易キット配布事業について（国事業）

### 1) 配布について

- ・ 前回配布（沖縄県事業）と異なり、国（厚生労働省）事業です。報告の内容も異なります。
- ・ 在庫状況により、追加配布も可能です。

### 2) 使用対象者について

- ・ 配布されたキットの使用は、基本的に職員向けですが、施設内で感染拡大の恐れがある場合は、職員以外への実施も可能です。（感染拡大を防ぐ観点より）

### 3) 使用前の注意点

- ・ 使用方法等についての検査に関する研修を受けた職員の管理下のもと、自己採取を実施します。
- ・ 研修を受けた職員の場合、ひとりでの自己採取が可能となります。

### 4) 研修について

- ・ 下記厚労省HPのガイドラインとキット箱内の説明書を一読し、理解度確認テストにて全問正解の場合、修了となります。なお、研修を受けた職員の名簿は、県への報告の必要はありません。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

### 5) 使用手順について

- ①体調不良があった場合（発熱、頭痛、せき、倦怠感、喉の痛み等）→ 抗原簡易キットの使用**  
**※無症状の方への使用は推奨していません。（正しい判定がでないため）**
- ②使用後、陽性 → 陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医療機関を受診。又はコールセンターへ連絡  
陰性 → 偽陰性の可能性もあるため医療機関を受診、又は症状が治癒するまで自宅待機  
**※キットを使用したら、毎月10日までに県に報告（使用個数、陽性者数）**

### 6) キットの保管・処分等

- ・ 常温保管 ※冷蔵保存も可能です。その際、使用前には必ず常温にもどしてください。
- ・ 期限切れの未使用品は可燃ごみとして処分、使用したキットはビニール袋の口をしぼって3～4日放置後、可燃ごみとして処分してください。

### 7) 報告・追加配布申請方法

- ・ 沖縄県 電子申請サービス（別添手順書 参照）  
※報告→「使用実績報告」 追加配布→「追加配布申請」

### 8) 問い合わせ先

【発熱時、新型コロナに罹ったかと思ったときの相談】

- ・ 沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター ☎ 098-866-2129（24H対応）

【抗原簡易キットに関すること（使用個数報告・追加申請等）】

- ・ 沖縄県ワクチン接種等戦略課 対策支援班 ☎ 098-894-5122